

監査報告書

令和 4 年 6 月 14 日

社会福祉法人 洞爺湖町社会福祉協議会
会長 福井政吉 殿

監事 丹野幸尋
監事 上埜二郎

私たち監事は、令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日までの令和 3 年度の理事の職務の執行について監査を行いました。その方法及び結果について、次の通り報告いたします。

1 監査の方法及びその内容

各監事は、理事及び職員等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

- (1) 理事会その他重要な会議に出席し、理事及び職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。
- (2) 以上の方により、当該会計年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。
- (3) 会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該会計年度に係る計算関係書類（計算書類及びその附属明細書）及び財産目録について検討しました。

2 監査意見

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。

令和 3 年度も、新型コロナウイルス感染症の拡大による「緊急事態宣言」や「まん延防止等重点措置」が発令される中での事業展開となり、事業の推進においては、実施時期や事業内容の変更も余儀なくされての展開となりましたが、「ふれあい交流会」「はつらつ楽習！脳の健康教室」「移動支援サービス事業」などの高齢者の介護予防や引き籠り防止事業を実施し、また、ボランティアの協力による「手助け隊事業」など、在宅高齢者等に対する生活支援の取組みが認められました。

介護保険事業については、課題となっている「介護職員及び看護職員」の安定確保に取り組まれ、利用者が健康管理面を含め安心して介護サービスを受ける環境が整いつつあります。

また、事業の実施にあたっては、事業利用者並びに介護保険事業利用者、役職

員等の健康を最優先に、感染防止対策を徹底した推進が認められました。

② 理事の職務の遂行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

(2) 計算関係書類及び財産目録の監査結果

計算関係書類及び財産目録については、法人の財産、収支及び純資産の増減の状況を全ての重要な点において適正に表示しているものと認めます。